

御意見及びそれに対する考え方

(「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部改正案」についての意見・情報の募集の結果について)

御意見	考え方
改正に反対である。 そもそも暗号資産は国や公共性のある機関が扱わないべきと考える。(もっと言うと、日本国及び国際社会のために規制を行うべきとすら考える。暗号資産は、結局、マネーロンダリングや不適切な送金等を行う際のツールとして優れた性質を持っており(匿名性の存在等を理由として)、現状この性質について存在しないという確約が無いので、これを(特に国や公共性のある機関が)扱うのは不適切である。)	(回答案) 今回の本改正案のうち、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第61条第4項第12号及び水産業協同組合法施行規則(平成20年農林水産省令第10号)第88条第2項第19号については、令和4年6月に成立した安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第61号)による金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第24項第3号の2に規定する用語の定義の変更(「暗号資産」→「暗号等資産」)に伴い必要となる省令の規定の整理を行うものであり、これらの規定は、関係法律の円滑な施行・適用を図るため当然必要となるものですので、御理解ください。 なお、いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。